

萩・石見空港を利用した外国人観光客向け旅行商品の造成・販売業務 仕様書

1 業務名

萩・石見空港を利用した外国人観光客向け旅行商品の造成・販売業務

2 目的

海外旅行会社等による島根県石見地域を含むツアーの造成・販売促進を図ることにより、萩・石見空港の利用促進及び石見地域への外国人誘客につなげる。

3 実施時期

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 委託上限額

4,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

(1) 萩・石見空港を利用した外国人観光客向け旅行商品の企画・造成

(ツアーの条件)

- ・萩・石見空港を利用すること（可能であれば往復利用すること）
- ・欧米豪をメインターゲットとする。ただし、石見地域への旅行者数の拡大が見込まれる市場への取組等に対する提案がある場合は、新たなターゲットを設定しても差し支えない
- ・訪日外国人観光客を主に想定しているが、国内在住外国人も対象として差し支えない（国内在住外国人を対象とする際には、ロコミ効果による訪日外国人への波及効果を目指したものとすること）
- ・少なくとも石見地域で1泊以上宿泊すること
- ・石見地域の外国人向けの体験コンテンツ（令和3、4年度に島根県の事業で造成した「萩・石見空港利用促進に向けた外国人向け体験コンテンツ（石見地域）」を想定しているが、外国人向けの石見地域の体験コンテンツであれば、これに限らない。）を含むこと（可能であればその他島根県内の観光施設を含むこと）
- ・OTAと連携した個人旅行向け商品、ツアー等の団体旅行向け商品のいずれも差し支えない

(2) 海外旅行会社等への提案による商品化及び販売促進

- ・上記旅行商品における海外旅行会社、ランドオペレーター等への営業
- ・販売促進に向け、ウェブサイト等でのPR

(3) 効果的な業務の実施

- ・委託費を効果的に活用し、外国人観光客を最大限誘致すること

(4) 事業の検証等

- ・上記、(1)(2)(3)を実施し、送客目標人数を設定すること
- ・未達成の場合は、その理由を分析したものをまとめること
- ・業務完了後、実施内容を報告書にまとめ提出すること。また、報告書には来訪者の属性分析、次年度以降の改善点や継続して取り組むべき内容、効果的な誘客施策の在り方を示すこと

6 その他

- (1) 受託者は、業務の実施にあたっては、島根県西部県民センターと十分協議しながら進めること
- (2) 仕様書に定めのないことや、事業の実施にあたり疑義が生じた場合は、島根県西部県民センターと受託者双方協議の上決定すること